

非営利・協同の10年

富沢 賢治

まえがき

「非営利・協同総合研究所いのちとくらし」（以下、研究所）の創設10周年記念レセプション（2013年）のパーティの席上、私は研究所の10年間の成果について話した。しかし3分以内という制限された時間なので十分な話はできなかった。そこで本稿では、私の最近の活動報告を兼ねて、いくつかの拙稿をまとめるかたちで、「非営利・協同運動の10年」について述べることにしたい。

I 非営利・協同運動に対する国際的評価の高まり

1. 国連の動向

非営利・協同とは、社会問題を解決するために（非営利）、人びとが力を合わせること（協同）である。非営利・協同の組織とは、営利目的ではなく社会的目的を実現するために人びとが協力して活動する組織である。その特徴は、開放性、自律性、民主制、非営利性である（富沢賢治『非営利・協同入門』同時代社、1999年、12-13ページ）。非営利・協同組織の具体的形態としては、協同組合、NPOなどがある。

非営利・協同の運動に対する国際的評価は、ここ10年ほどで格段の高まりを見せている。研究所は、非営利・協同運動に対する世界の人びとの期待の高まりという、この時代背景を背にしてスタートしたと言える。

以下、非営利・協同運動に対する国際的評価の高まりを国連の動向を中心にして見よう。

国連が定めた国際協同組合年（2012年）のスローガンは、「協同組合がよりよい社会を築きます」（Co-operative enterprise build a better world）である。「協同組合」は英語で co-operative society と表現されることが多いが、国連のスローガンでは co-operative enterprise となっている。

enterprise には「事業」という意味があるので、「協同の事業」と翻訳することも可能である。すると、「協同の事業が世界をよくします」という意味になる。実際に、国連が望んでいることは、地域社会における協同の事業によって地域社会の活性化を図ることである。非営利・協同運動がめざすところと同一である。

非営利・協同運動の伝統的な組織は協同組合である。協同組合は、国連加盟国のほとんどすべての国に存在する。したがって国連は、文書上では「協同組合」の振興に努力すると表現しているが、その本来の狙いは、非営利・協同の組織による地域社会の活性化である。「協同組合」は、非営利・協同の組織の代表例として扱われているのである。

国連は、なぜ協同組合を高く評価するに至ったのであろうか。

基本的な要因は、1970年代以降の世界的規模での貧困と格差の拡大である。貧困と格差の問題を解決するためには、大企業に依拠する経済成長だけでなく、地域社会に根ざす非営利・協同組織の発展を支援する必要があるという認識が、一般化していったのである。

戦後の福祉国家体制を支えたのは、高度経済成長であった。ところが、1973年のオイルショック以降、経済の低成長が継続したため、税収が減少して、社会保障費を削減する国が増えた。1979年のイギリスのサッチャー政権は、「小さな政府」「民営化」「規制緩和」の方針をすすめた。これらの方針は、「新自由主義」と呼ばれ、「政府はできるだけ規制をせず市場に任せるほうがよい」という意味で「市場原理主義」とも呼ばれた。アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、日本などの先進諸国も、サッチャー政権と同じ方向にすんだ。市場原理主義は発展途上国にも波及した。その結果1980年代以降、貧困と格差が世界的に拡大していった。日本の外務省は、この間の事情をつぎのように要約している。

「1980年代には、多くの途上国で市場経済メカニズムに依拠する構造調整政策を通じた開発手法が用いられましたが、この手法はしばしば順調に進まず、また貧困の悪化をも引き起こすことがありました。その反省もあり1990年代には貧困に関する関心が高まり、1995年の世界社会開発サミットでは、人間中心の社会開発を目指し、世界の絶対的貧困を半減させるという目標が提示されました」（外務省「ミレニアム開発目標とは」外務省ホームページ、2011年10月30日）。

この資料で用いられている「社会開発」（social development）という用語は、経済開発に対置して用いられる用語で、「経済開発の進行に伴って、国民生活に及ぼす有害な衝撃を取除き、または緩和するための全国的規模における保健衛生、住宅、労働または雇用問題、教育、社会保障に関する社会的サービスの発展」であると説明されている（『ブリタニカ国際大百科事典』。「社会開発」の厳密な解釈は、西川潤編『社会開発』有斐閣、1997年を参照）。

新自由主義経済に起因する世界的規模での貧困と格差の拡大は、20世紀末には国連として放置できない規模にまで達した。

国連の最大の使命は世界平和の維持である。世界的な貧困化と格差拡大が平和の維持を困難になると認識した国連は、2000年に国際社会の目標として「国連ミレニアム宣言」を採択し、「極度の貧困と飢餓の撲滅」を「ミレニアム開発目標」の第1目標とした。この目標を実現するために国連が重視したのは、協同組合であった。貧困問題を解決するためには、大企業に依拠する経済成長だけでなく、地域社会に根ざす住民の自主的な互助組織としての協同組合の発展を支援する必要があると認識したのである。そのため国連総会は2001年に「社会開発における協同組合」という決議を採択し、つぎのように述べた。

国連総会は、「さまざまな形の協同組合が、女性や若年者、高齢者、障害者等あらゆる人びとによる社会開発への最大限可能な参加を促進し、また経済・社会開発における主要な要素になりつつあることを認識し」、「協同組合を支援するような環境を確保し、協同組合の目標達成の助けとなるよう、その可能性を保護・促進する観点から、適

宜、協同組合の活動に適用される法制度の見直しを各國政府に奨励」し、「社会開発目標の達成、特に貧困の撲滅と雇用の創出、社会的包摶の促進のために協同組合の可能性を開発」するよう、各國政府に求める。

国連がこの決議で強調しているのは、協同組合が「あらゆる人びとによる社会開発への最大限可能な参加を促進し、また経済・社会開発における主要な要素になりつつある」ということである。

その後の一連の国連決議で重視されている協同組合の社会的役割は、協同組合が「あらゆる人びとによる社会開発への最大限可能な参加を促進している」という点である。

協同組合に限らず、多くの人びとの社会参加を促進する多様な非営利・協同組織が、世界資本主義が低成長期に入った1970年代以降、世界各地で急増している（詳しくは、富沢賢治「未来社会と人間発達のための民間非営利組織」基礎経済科学研究所編『未来社会を展望する』大月書店、2010年、参照）。

NPOの研究家であるサラモンは、非営利・協同組織の世界的な急増現象をグローバルな規模での「アソシエーション革命」（associational revolution、結社革命）の進行として把握している（L. M. サラモン「福祉国家の衰退と非営利団体の台頭」『中央公論』1994年10月号）。アソシエーション革命は、市民社会における住民の連帯の力を基礎にして、社会の総体（経済、社会、政治、文化の各領域）において市民が主権者になっていく過程を重視する社会革命である。革命の核心は、社会革新のための多数者の自発的参加である。非営利・協同組織は、経済、社会、政治、文化の各領域で多数者の参加を可能とする、社会革新の担い手としての重要な役割を有している。

2. 新しい社会観の提示

2001年の国連総会決議に引き続き、翌年の2002年には ILO（国際労働機関）の第90回総会が「協同組合の振興に関する勧告」（6月20日）を決議し、つぎのような斬新な社会観を示した。「地域社会の社会的・経済的ニーズにこたえるために、協同組合を含む独自の経済セクターを確立し拡大させることが必要である。」「均衡のとれた社会は、政

府セクターと営利企業セクターだけでなく、協同組合、共済団体などを含む社会的セクターを必要とする。そのため、政府は、協同組合を支援するための政策と法的枠組みを提供すべきである。」

3. 国際協同組合年

協同組合に関する国連の評価はその後さらに高まり、2009年の国連総会決議「社会開発における協同組合」は、2012年を国際協同組合年と宣言し、「全加盟国並びに国際連合及びその他全ての関係者に対し、この国際年を機に協同組合を推進し、その社会経済開発に対する貢献に関する認知度を高めるよう奨励」した（国際協同組合年についての詳細は、2012国際協同組合年全国実行委員会編著『協同組合憲章〔草案〕がめざすもの』家の光協会、2012年、参照）。

4. 社会的連帯経済推進委員会

2013年9月には国連内に社会的連帯経済推進委員会が設置された。

「社会的連帯経済」（social and solidarity economy）は、「社会的経済」と「連帯経済」との合成語である。

社会的経済（social economy）は、主としてヨーロッパを中心にして用いられてきた用語で、協同組合、共済団体、NPOなどの非営利・協同組織による経済活動を意味する（詳細は、富沢賢治『社会的経済セクターの分析——民間非営利組織の理論と実践』岩波書店、1999年、参照）。これに対して連帯経済（solidarity economy）という用語は、1990年代に中南米諸国で使われ始め、2001年から世界各地で開催された「世界社会フォーラム」などの運動を通じて国際的に広まっていた（J. ラヴィル著、北島健一他訳『連帯経済——その国際的射程』生活書院、2012年、参照）。社会的経済も連帯経済も、地域社会に根ざす住民自身による経済活動という点では共通するので、最近では両者を合わせて「社会的連帯経済」という表現が用いられるようになった。

すでにスペイン、ポルトガル、メキシコ、エクアドルでは社会的連帯経済に関する法律が施行されている。地域社会に根ざす住民自身による経済活動を重視する国連は、新たに社会的連帯経済

推進委員会を設置し、UNESCOやILOなどの既存の国連機関と協調して社会的連帯経済を推進することとなったのである（「廣田裕之の社会的連帯経済ウォッチ」第26回、2014年1月16日。<http://www.shukousha.com/category/column/hirota/2733/>）。

上述のように、2000年に始まる10数年間は、新しいミレニアム（千年紀）の初頭を飾るにふさわしい期間であった。非営利・協同総合研究所は、まさにこのような国際環境のなかで2002年（ILOが新しい社会観を提示した同じ年）に、世界の人びとの願いを背景にして発足したのである。

II 国際協同組合年にかかる 非営利・協同の進展

1. 2012国際協同組合年全国実行委員会を中心とする活動

日本の協同組合陣営は、2010年に2012国際協同組合年全国実行委員会を結成した。その第1回委員会で私は、「国連が掲げる3目標（協同組合の認知度の向上、協同組合運動の成長、政府の協同組合政策等の確立）を達成するために、協同組合運動の基本的なあり方を示す『協同組合憲章』の草案を策定し、協同組合憲章の制定を政府に働きかけてはどうか」と提案した。

経営者は日本経済団体連合会、労働者は全国労働組合総連合、日本労働組合総連合会と、それぞれナショナルセンターを組織している。しかし、協同組合陣営はいまだにナショナルセンターを組織していない。国際協同組合年を契機に、農協、生協、労働者協同組合、協同組織金融機関などと縦割りになっている各種協同組合の結束を図り、協同組合のナショナルセンターを組織する必要があると、私は考えていた。そのためには、各協同組合が結束し、協同組合運動の在り方を検討し、各種協同組合が共有しうる運動方針を明らかにする必要がある。その運動方針を政府に提示し、協同組合を発展させるための政策を策定させる。これらのプロセスによって協同組合の結束が強化され、協同組合間協同が進展すると考えたのである。

2011年1月に私を委員長とする協同組合憲章検討委員会が設立され、1年間の審議を経て協同組

合憲章草案が策定された。2012年1月に全国実行委員会はその草案をもって政府等に協同組合憲章の制定を求めるることを確認した。各協同組合の全国組織の会長・理事長は、直ちに（2012年1月）、官房長官と直接面談し、憲章草案を示し、政府としての協同組合憲章を制定するように求めた。

この協同組合憲章草案は、現代日本における協同組合運動の意義を明らかにしたうえで、政府に次の要請をしている。

「政府は、協同組合政策に取り組むにあたって……以下の原則を尊重すべきである。

（1）協同組合の価値と原則を尊重する

国連の「協同組合の発展に支援的な環境づくりをめざすガイドライン」（2001年）と、国際労働機関（ILO）の「協同組合の振興に関する勧告」（2002年）に留意し、ICA（国際協同組合同盟）の「協同組合のアイデンティティに関する声明」（1995年）に盛り込まれた協同組合の価値と原則を尊重する。協同組合にさまざまな政策を適用する際は、協同組合の価値と原則に則った協同組合の特質に留意する。

（2）協同組合の設立の自由を尊重する

協同組合制度は、すべての市民に開かれている。政府は、市民が協同組合を設立する自由を尊重する。

（3）協同組合の自治と自立を尊重する

協同組合が積極的に自治と自立を確保・維持することを重視し、政府と協同組合との対等で効果的なパートナーシップを進める。

（4）協同組合が地域社会の持続的発展に貢献することを重視する

協同組合が地域社会の持続的発展に貢献することをめざしている点を重視する。震災復興などにあたっては、地域経済の有力な主体として協同組合を位置づける。

（5）協同組合を、社会経済システムの有力な構成要素として位置付ける

これからの中長期社会経済システムには、多くの人びとが自発的に事業や経営に参加できる公正で自由な仕組みが求められる。そのために、公的部門と営利企業部門だけでなく、協同組合を含む民間の非営利部門の発展に留意する。」

2. 政府の対応

協同組合陣営のこのような要請に応じて、政府は「政府広報オンライン」（6月26日）において以下の見解を表明した。

「政府は……国民生活に重要な役割を果たしている協同組合の地域に根差した助け合い活動がさらに広がっていくよう、次のような基本的考え方で、協同組合の発展をできる限り後押ししていくきます。

（1）協同組合の価値と原則の尊重

国連の「協同組合の発展のための支援的な環境づくりをめざすガイドライン」（2001年）と ILO（国際労働機関）の「協同組合の促進に関する勧告」

（2002年）に留意するとともに、ICA（国際協同組合同盟）の「協同組合のアイデンティティに関する声明」（1995年）に盛り込まれた協同組合の価値と原則を尊重し、協同組合にさまざまな政策を適用する際は、協同組合の価値と原則に則った協同組合の特質に留意すること。

（2）協同組合による地域社会の持続的発展への貢献を重視

協同組合が地域社会の持続的発展に貢献することをめざしている点を重視するとともに、持続可能な地域づくりや震災復興などにあたっては、地域経済の有力な主体として協同組合を位置付けること。

（3）協同組合を事業や経営の有力な担い手として位置付ける

今後は、多くの人びとが自発的に事業や経営に参加できる公正で自由な仕組みが求められることから、公的部門（セクター）と営利企業部門だけでなく、民間の非営利部門としての協同組合の発展に留意すること。」

上に示したように、協同組合憲章草案が政府に求めた5つの原則のうち3つまでが、ほとんど文字通りに政府に採択された。

ただし、協同組合草案では、「公的部門と営利企業部門だけでなく、協同組合を含む民間の非営利部門の発展に留意する」となっている文章が、政府見解では「公的部門（セクター）と営利企業部門だけでなく、民間の非営利部門としての協同組合の発展に留意すること」となっている。そのために、「民間の非営利部門の発展に留意する」という憲章草案の主旨が曖昧になっている。今後は、

「均衡のとれた社会は、政府セクターと営利企業セクターだけでなく、協同組合、共済団体などを含む社会的セクターを必要とする」というILO見解を日本政府が十分に認識するように働きかけることが必要である。

協同組合憲章草案が提示した5原則のうち、政府が採択しなかった原則は、「協同組合の設立の自由を尊重する」と「協同組合の自治と自立を尊重する」である。

協同組合憲章草案は、5つの原則をふまえて政府がとるべき協同組合政策を、さらに具体的なかたちで10項目にわたって要請している。「協同組合の設立の自由を尊重する」という原則に関しては、次の第2項目がとりわけ重要である。

「(2) 地域のニーズに即した新たな協同組合の設立を支援する

都市や農山漁村で市民の自主的な経済活動を促進し、就業機会を増やし、災害からの復興や地域社会の活性化を図るために、地域のニーズに即してさまざまな関係者や関係団体が参加できる仕組みを創設する。また、協同労働型の協同組合など、市民が協同して出資・経営・労働する協同組合のための法制度を整備する。さらに、再生可能な自然資源を活用した協同組合による分散型エネルギー供給事業の創設等を支援する。」

「協同労働の協同組合法」が成立していたならば、東日本大震災後の日本の復興のあり方は、大きく変わっていたであろう。「協同労働の協同組合法」の一日も早い実現に向かって、さらに一層努力する必要がある。

政府が採択しなかったもう一つの原則（「協同組合の設立の自由を尊重する」）は、「結社の自由」（憲法第21条）の問題と深く関連する。協同組合の設立というような具体的なかたちで「結社の自由」を政府に要請することは、日本社会の市民社会化にとって不可欠な課題である。

3. 国際協同組合年記念全国協議会

2013年3月、2012国際協同組合年全国実行委員会の解散に伴い、後継組織として国際協同組合年記念全国協議会（略称、IYC記念全国協議会）が発足した。

その規約によれば、「この協議会は、2012国際

協同組合年全国実行委員会が掲げた目的を承継し、協同組合の価値や協同組合が現代社会で果たしている役割等について広く国民に認知されるよう取り組みを行うとともに、異種の協同組合が連携することにより新たな価値を生み出し、もって、協同組合運動を促進させる取り組みを行うことを目的とする。そして、「協同組合を発展させるために基本的な考え方や方針を明らかにさせるよう、政府に働きかける」ことが第一の事業に位置付けられている。

IYC記念全国協議会は、「協同労働の協同組合」のための法制度整備に関する研究をすでに開始し、2014年にその成果を発表することになっている。

今後は、この協議会が協同組合運動全体のナショナルセンターとして、また非営利・協同セクターの一つの核として機能しうる強力な組織にまで育っていく必要がある。そのためには、各地域における非営利・協同の運動の発展が必要となる。

私は研究所10周年時の会員アンケートに応えて、協同組合とNPOとの連携を強化するための方策を研究所で検討するように要請した。阪神淡路大震災（1995年）、NPO法（1997年）、東日本大震災（2011年）などを契機にして、この10年ほどでNPOが急増している。

東日本大震災以降ますます明らかになっているように、地域社会づくりの基本的な担い手は、いざとなれば地域を捨てるなどを辞さない大企業ではなく、協同組合、NPO、中小零細企業などの、地域社会に根ざす諸組織である。地域社会に根ざす諸組織は、CBO（Community-based Organization）と称されるが、今ほどCBOの大連合が求められている時はない。非営利・協同運動の強化が急務となっている。非営利・協同を標榜する研究所がそのためのイニシアティブをとることが、望まれる。

III 理論面での進展

1. 非営利・協同論に対する評価の変化

非営利・協同総合研究所が設立されるまでは、非営利・協同の運動は、無視あるいは批判されることが多かった。とりわけ左翼陣営における批判

には厳しいものが見られた。基本的な論点は、非営利・協同組織は変革の主体となりうるか、であった。

このテーマに関しては、具体的には労働者協同組合が問題とされることが多かった。

実践面で最初に批判の対象とされたのは、全日本自由労働組合（全日自労）の委員長であった中西五洲氏である。失業対策労働者を組織する全日自労は、1971年の失業対策事業への新規就労の打ち切りに激しく抵抗した。しかし、それだけでなく、地方自治体の仕事を請け負い、その仕事の管理・運営を労働者自身が行うという「事業団方式」を生み出した。事業団運動を発展させる主要因をなしたのは、「失業対策事業を町と市民に役立つものにしよう」とする「民主的改革路線」への全日自労の取り組みであった。中西氏の提唱する「民主的改革路線」は組織の内外から激しく批判されたが、77年の全日自労中央委員会で正式に採択されるにいたった。79年には各地の事業団が結集して、中高年雇用・福祉事業団全国協議会が組織され、86年には、「事業団は労働者協同組合をめざす」という方針が明確にされた。

労働者協同組合運動を理論面で支援する研究者たちも激しく批判された（黒川俊雄氏、角瀬保雄氏、富沢賢治は「関東の3悪人」と称された）。

労働者協同組合に対する批判は協同組合陣営でも強かった。日本協同組合学会の第8回研究大会（1988年10月）は、「生産協同組合の意義と可能性」をテーマとして開催されたが、多くの協同組合関係者はこのテーマを取り上げることに反対であった（最終的には私の提案趣旨に賛同する三輪昌男会長の決断でこのテーマが採択された）。

日本における労働者協同組合の否定的評価は、1991年のソ連邦の崩壊後、大きく変化した。ソ連を一つのモデルとして考えていたマルクス主義者たちが描いた社会主义社会像とそれに至る革命の過程が不明確なものとなり、それに伴って労働者協同組合運動に対する評価も変化したのである。

1990年代末には非営利・協同の理論と実践が比較的多くの人の注目をひくようになった。その一つの契機として雑誌『経済』1999年1月号に掲載された座談会「『非営利・協同』の探究」（川口清史、角瀬保雄、浜岡政好、鈴木彰）があった。そ

の後、非営利・協同に関する議論がさらに進展していった。

批判の対象とされた「関東の3悪人」の主要著作としては、黒川俊雄『いまなぜ労働者協同組合なのか』（大月書店、1993年）、富沢賢治『非営利・協同入門』（同時代社、1999年）、角瀬保雄『非営利・協同と民主的医療機関』（同時代社、2000年）がある。

これらの非営利・協同賛同派の見解に対して批判の最先鋒の立ったのは、有田光雄氏（『非営利組織と民主経営論』かもがわ出版、2000年）であった。

角瀬氏と有田氏の見解を比較検討した論稿としては、田口朝光氏（当時、高知県医労連書記長）の「非営利・協同論と労働組合」2005年11月（http://new-kochi-ioren.sunnyday.jp/k_irouren/rouso/hieirikyodouron.pdf）がある。

有田氏の批判点は多岐にわたるが、とくに私に関する批判としては、①「非営利・協同論は科学的社会主義の学説とは異なる学問体系の所産である」（有田、前掲書、24ページ）とする批判と、②「非営利・協同には所有の見地が欠落している……。所有の問題こそは科学的社会主義のキーポイントである」（68ページ）とする批判が目立つ。そこで、本稿ではこの二つの主要な問題点を中心に論議する。

「科学的社会主義の学説」としては、有田氏が想定している日本共産党の見解を考察する。非営利・協同に関する私見との異同を明らかにするために、論点は、①どのような社会をめざすのか、②その社会をどのようにつくるか、という2点に絞る。なぜならば、ソ連邦をはじめとする「社会主义」諸国の崩壊後、社会主义社会の具体像が不明確になり、どのような社会をつくるのか、また、どのようにつくるのかという問題について、再吟味が必要とされているからである。

2. どのような社会を、どのようにつくるか

どのような社会を、どのようにつくるかという問題に関して日本共産党綱領（2004年の第23回党大会で改定された現綱領）は、「四、民主主義革命と民主連合政府」という項目のなかで、つぎのように述べている。

「(11)現在、日本社会が必要としている変革は、社会主義革命ではなく、異常な対米従属と大企業・財界の横暴な支配の打破——日本の真の独立の確保と政治・経済・社会の民主主義的な改革の実現を内容とする民主主義革命である。それらは、資本主義の枠内で可能な民主主義改革であるが、日本の独占資本主義と対米従属の体制を代表する勢力から、日本国民の利益を代表する勢力の手に国の権力を移すことによってこそ、その本格的な実現に進むことができる。」

「(12) 現在、日本社会が必要とする民主的改革の主要な内容は、次のとおりである。……〔経済的民主主義の分野で〕

1 「ルールなき資本主義」の現状を打破し、労働者の長時間労働や一方的解雇の規制を含め、ヨーロッパの主要資本主義諸国や国際条約の到達点も踏まえつつ、国民の生活と権利を守る「ルールある経済社会」をつくる。

2 大企業に対する民主的規制を主な手段として、その横暴な経済支配をおさえる。」

「(13)民主主義的な変革は、労働者、勤労市民、農漁民、中小企業家、知識人、女性、青年、学生など、独立、民主主義、平和、生活向上を求めるすべての人びとを結集した統一戦線によって、実現される。統一戦線は、反動的党派とたたかいながら、民主的党派、各分野の諸団体、民主的な人びととの共同と団結をかためることによってつくりあげられ、成長・発展する。当面のさせまつた任務にもとづく共同と団結は、世界観や歴史観、宗教的信条の違いをこえて、推進されなければならない。」

どのような社会を、どのようにつくるか。この問題については、拙稿「友愛社会とは何か——ヨーロッパから学ぶ社会像」（非営利・協同総合研究所いのちとくらし、ワーキングペーパー、No.2、2010年）で詳論した。以下では本稿に関係するかぎりでのポイントを再論する。

「均衡のとれた社会は、政府セクターと営利企業セクターだけでなく、協同組合、共済団体などを含む社会的セクターを必要とする」（2002年のILO総会決議）とする社会観は、非営利・協同運動が今後進むべき基本的な方向を示す大きな道標となっている。

目指すべき近未来の社会は、自由、平等、連帯という三つの理念のバランスから成る社会である。より具体的には、自由を理念とする営利企業セクター、平等を理念とする国家セクター、および連帯を理念とする非営利・協同セクターという三つのセクターのベストミックスから成る社会である。三つのセクターのそれぞれが、その最良の機能を果たすことによってベストミックスを図るような社会が必要とされる。

どのようにしてこのベストミックスをめぐらか。まずは現状からスタートしなければならない。現在の日本社会の基本的問題は、営利企業セクターと国家セクターが強大であり、非営利・協同セクターが弱小であるという現状である。営利企業と国家の横暴を民主的にコントロールするためには、非営利・協同セクターを拡大強化して連帯の力を強める必要がある。国民の連帯の力によって営利企業と国家の横暴を民主的にコントロールすることが、三セクターのベストミックスを実現させるための前提条件となる。

フランス革命以来、近代社会は自由、平等、友愛のバランスのとれた社会の実現を目指してきた。人類史的に見ると、産業革命が世界中に伝播した19世紀は、資本主義の確立期であった。そこでは自由主義という社会原理が時代を切り開く革新的な役割を果たした。しかし、自由競争の放任は弱肉強食を伴い、種々の社会問題を生み出していった。これらの社会問題を体制変革によって解決しようとしたのが、平等を原理とする社会主义運動であった。ロシア革命をはじめとする20世紀の多くの社会主义運動は平等を求める社会運動であった。しかしながら、自由を否定するかたちでの平等の追求は経済活動での活力を欠くゆえに失敗せざるをえなかった。

では、自由、平等、友愛のバランスのとれた社会はどのようにして実現可能となるのであろうか。この問題を考察するためには、現代社会の変化の動向に注目する必要がある。今日、種々の社会問題を解決するために、民間非営利組織が急増し社会的発言力を強化しつつある。民間非営利組織が今後も世界各地で増加していくとするならば、社会経済システムの問題としては、民間非営利組織の集合を一つの独立の社会領域（第3のセ

クター）として認識する必要が生じる。

三つのセクターのそれぞれを支える基本的な理念はなにか。国家セクターは平等であり、市場セクターは自由であり、民間非営利セクターは友愛あるいはその現代的概念である連帶である。

自由原理と平等原理の実現を図るために連帶原理が不可欠となる。自由と平等の同時成立は不可能だと言われる。すなわち、社会における諸個人の自由競争を前提とすれば諸個人の平等は存在しない。また、諸個人の平等を前提とすれば自由競争は成立しない。しかしながら、自由と平等は、連帶原理を媒介することにより互いに関係を結び合うことができる。自由と平等のバランスのとれた社会運営を可能とするためには、自由原理にもとづく民間営利セクターと平等原理にもとづく国家セクターだけではなく、連帶原理にもとづく民間非営利セクターが必要とされる。民間営利セクターと国家セクターと民間非営利セクターのベストミックスを追求する混合経済体制が求められる。人間関係の視点からすれば、自由な個人が平等な権利をもって連帯し協力しあえる社会が求められる。

自由と平等と連帶という三本足に支えられることによって、社会はその安定性と発展を確保しうる。このような鼎立社会を構築するための実践課題はなにか。国民の力によって国家と市場を規制することである。すなわち、第1に、市民を主体とする多様な非営利組織をたちあげ、組織間の協同を強化することによって、民間非営利組織セクターを拡大強化することである。第2に、民間非営利組織セクターの枠をさらに拡大して、地方自治体や地元企業など、なんらかのかたちで地域住民に貢献しているあらゆる組織の間の協働を強化して、地域社会活性化のためのネットワークをつくりあげることである。第3に、国民の連帶の力によって営利企業と国家の横暴を民主的にコントロールすることである。第4に、市民が公共的活動の担い手となり、諸個人・諸組織を結びつけ、グラスルーツから公共性をつくりあげ、新たな共同体を形成することである。

「統一戦線」の担い手は多様である。多様な担い手をどのように結びつけるのか。そのためにどのような旗印を掲げればよいのか。ILOの提唱す

る「社会的セクター」の拡大強化というスローガンは、国際的にも広く受け入れられる旗印となる。

私見であるが、労働組合はこの「社会的セクター」の大きな担い手である。労働組合は、当然ながら国家セクターに属さない。また、利潤の極大化を目的とする営利組織でもない。労働組合は、労働者の生活も維持向上させるための非営利・協同組織である。労働者は、企業に属し、企業と利害を共にする「会社人間」であり、彼らが組織する企業別組合は、企業内組織であるという見方にたてば、そのような労働組合は、営利組織セクターに属することになろう。しかしながら、労働者は地域社会で生活しており、同じ地域社会で生活する人びとと共通する生活課題、社会問題を抱えているという見方にたてば、そのような労働者が組織する労働組合は、地域社会に根ざす組織（CBO）としての性格を持ち、地域の多様な社会運動組織と連帯しうる組織である。

ウェッブ夫妻が豊富な史料をもって示しているように、イギリスにおける初期の労働運動は、地域社会における労働者同士の助け合い組織（共済組織）から始まり、そこで連帯した労働者たちがやがて協同組合、労働組合、労働者政党を組織していった（S.&B.Webb、荒畑寒村監訳、飯田鼎・高橋洋訳『労働組合の歴史』上・下巻、日本労働協会、1973年。富沢賢治『労働と国家——イギリス労働組合会議史』岩波書店、1980年、参照）。つまり、共済運動も協同組合運動も労働組合運動も政治運動も、もともとは労働運動として一体化しており、その一体化した労働運動が時代の進展にともなってそれぞれの組織を独立化していったのである。このような見方に立てば、共済の運動、協同組合運動、労働組合運動、労働者の政治運動は、労働運動という「協業」のもとでの「分業」をすすめていったと理解されうる。歴史の現時点での問題点は、それぞれの運動の分業化が進展したために、それぞれの運動が独立した運動のごとに機能していることである。労働運動の復古（レストレーション）ではなく再生（ルネッサンス）が必要である。

私は1980年に一橋大教職員組合の執行委員長になり、「労働と国家——イギリス労働組合会議史」

を上梓し、労働者教育協会の海外調査（スペイン、イタリア、フランスの労働組合のナショナルセンターの調査）にも参加した。

労働者教育協会では、労働組合の教科委員会に所属して教科書づくりなどに関わった。教科委員会の委員は、労働組合の指導者が多かった。

労働組合のプロの指導者たちは独特的な文化をもつていたので、私はカルチャーショックを受けることが多かった。

私が最初に参加した委員会では私は紹介もされず、なにか無視されているような感じを受けた。イギリスの労働組合運動家たちは「彼らと我々」という言葉を頻繁に用い、資本家陣営に対する労働者の連帯を強調しているが、初回の教科委員会での私の立場は、「我々」の仲間というよりは外部から入り込んできた「うさんくさい奴」として見られているようであった。

また、労働組合のナショナルセンターの海外調査では、私は最初の二つの訪問国の労働組合ナショナルセンターで、「あなたの組織は労働者の範囲をどう規定するか。労働者をどう定義するか」という質問をした。この質問は、調査に同行していた日本の組合指導者たちには不評であった。「あなたは労働者を知らないのか。だれもが分かっている質問で貴重な時間を取ります。今後はこのような質問をするな」と、ひどく叱責された。

私が、労働者教育協会の労働組合の教科書改訂のときに、労働運動に関する上述の私見を開陳し、「市民運動との連携は労働組合にとっても重要ではないか」「労働組合の地域活動をさらに重視すべきではないか」と主張した。しかし、「それは市民主義であり、職場闘争を弱体化させる危険思想になりかねない」と厳しく批判された。また、協同組合運動について労働組合の教科書の1ページほどを割いて説明すべきではないか、と提案したときも、却下された。私が労働者協同組合運動への支持を強めるにしたがって、さらに風当たりが強くなり、やがて教科委員会への招集状が来なくなってしまった。

私は子どもの頃から「けんちゃん」と呼ばれた。私が大学に勤務すると従兄が私をからかって「インテリけんちゃん」と呼んだ。私もついにインテリゲンチャになりプチブルになったのかと思っ

た。プチブルは「小さなブルジョワ」という意味だから、「彼らと我々」という感覚からすれば、「彼ら」と「我々」の間にいる「うさんくさい奴」であった。

しかしながら共産党綱領は、統一戦線の担い手に「知識人」を加えている。「我々」の感覚からすると「知識人」は「うさんくさい奴」かもしれない。しかし、好きだろうが嫌いだろうが、労働者と知識人との連帯は必要である。しかし、よく考えてみると、私は大学に雇われていたのだから、被雇用者であり労働者であった。その意味では、私は「彼ら」ではなく「我々」の仲間であったのではなかろうか。

今や私は退職者である。しかし、これからの高齢化社会を考えると、退職者も「統一戦線」の担い手として、量的に大きな位置を占めてくるのではなかろうか。「統一戦線」の立場から、退職者、高齢者に対してもそれなりの位置づけが必要であろう。

国連の表現を用いるならば、「女性や若年者、高齢者、障害者等あらゆる人びとによる社会開発への最大限可能な参加」が必要なのである。

非営利・協同セクターの重要な社会的役割は、地域社会の諸課題を解決することであり、そのためにはコミュニティの要請にもとづいて国家セクターと営利企業セクターを民主的に規制することである。非営利・協同の力によって権力と金力に対する対抗力（カウンターベイリング・パワー）と規制力を強化することである。

かりに先に引用した日本共産党綱領の一文の中で、「統一戦線」という、いささか専門的な用語を「連帯」という日常語に置き換えると、下記の文章となる。

「民主主義的な変革は、労働者、勤労市民、農漁民、中小企業家、知識人、女性、青年、学生など、独立、民主主義、平和、生活向上を求めるすべての人びとを結集した連帯によって、実現される。この連帯は、反動的党派とたたかいながら、民主的党派、各分野の諸団体、民主的な人びとの共同と团结をかためることによってつくりあげられ、成長・発展する。当面のさせまつた任務にもとづく連帯は、世界観や歴史観、宗教的信条の違いをこえて、推進されなければならない。」

上記の文章は、「統一戦線」という用語のもつ独自の意味内容を曖昧にする欠陥をもつが、日本国内だけでなく国際的にも理解されやすい文章になると思われる（内包は減少するが、外延は増える）。

3. 社会主義・共産主義の社会

(1) 日本共産党の綱領

社会主義・共産主義の社会について日本共産党的綱領は、「五、社会主義・共産主義の社会をめざして」において、つぎのように述べている。

「(15) 日本の社会発展の次の段階では、資本主義を乗り越え、社会主義・共産主義の社会への前進をはかる社会主義的変革が、課題となる。……社会主義的変革の中心は、主要な生産手段の所有・管理・運営を社会の手に移す生産手段の社会化である。」

「(16) の(1) 生産手段の社会化は、その所有・管理・運営が、情勢と条件に応じて多様な形態をとりうるものであり、日本社会にふさわしい独自の形態の探究が重要であるが、生産者が主役であるという社会主義の原則を踏みはずしてはならない。『国有化』や『集団化』の看板で、生産者を抑圧する官僚專制の体制をつくりあげた旧ソ連の誤りは、絶対に再現させてはならない。」

「(16) の(2) 市場経済を通じて社会主義に進むことは、日本の条件にかなった社会主義の法則的な発展方向である。」

(2) 生産手段の社会化

ここでは、社会主義的変革の中心とされる「生産手段の社会化」という概念が重要になる。

不破氏は「生産手段の社会化」を「生産手段を個々の企業から社会全体の手に移すこと」と説明している（不破哲三『党綱領の理論上の突破点について』日本共産党中央委員会出版局、2005年、117ページ）。また、つぎのようにも説明している。「生産手段を生産者の集団、あるいは生産者の集団を代表する資格をもつ社会の手に返す以外に、生産者と生産手段の一体性を回復する道はありません。／これが『生産手段の社会化』です。／『生産手段の社会化』にあたって、一番重要なことは、生産手段の所有・管理・運営のすべてが、企業に

せよ個人にせよ、ばらばらな私的な所有から、社会の手に移る、ということです」（不破哲三『新・日本共産党綱領を読む』新日本出版社、2004年、367ページ）。

では、「社会の手」あるいは「社会全体の手」とは、何を意味するのであろうか。不破氏はつぎのように述べている。「生産手段を社会の手に移すことが、社会主義的変革の中心です。社会の多数者は生産者、つまり労働者ですから、社会の手に移した生産手段を管理・運営する仕方、形態はいろいろありますが、大きく見れば、社会の多数者をなす労働者の集団が生産手段をにぎり、自由な人間の集団として、自分たちの管理のもとに協力して社会的な生産にあたるというのが、経済の当たり前の姿になってゆくでしょう」（不破哲三『党綱領の力点』日本共産党中央委員会出版局、2014年、138ページ）。

また、生産手段の社会化の形態については、つぎのように述べている。「生産手段の社会化の形態として、マルクスやエンゲルスの文献に出てくるのは、だいたい二つの形態——国が社会を代表して生産手段をにぎるという国有化の形態と、労働者自身が工場を運営する協同組合工場の形態です。しかし、この問題は、いまから固定的に決められる問題ではありません。日本の国民自身も、民主主義革命の段階で、大企業の民主的規制や日本経済の民主的、計画的運営の分野で多くの経験や知恵を得ているでしょうし、世界でも、成功や失敗の多くの経験が発展しているでしょう。それらすべてを研究し、活用しながら、日本にふさわしい形態を探求するのが、将来の革命世代の重要な仕事となるでしょう」（不破哲三『党綱領の力点』日本共産党中央委員会出版局、2014年、163ページ）。

志位氏は、生産手段の社会化を「すべての生産手段を生産者の集団に返還させること」として説明している。志位氏は、マルクスの文章「生産手段が生産者に所属することができる形態は個人的形態か集団的形態しかない。……フランスの社会主義的労働者は、経済の部面ではすべての生産手段を生産者の集団に返還させることを目標として努力する」（「フランス労働党の綱領前文」）を引用して、「『すべての生産手段を生産者の集団に返還させることを目標として努力する』——これは

私たちが綱領で「生産手段の社会化」と呼んでいるものです」と述べている（志位和夫『綱領教室』第3巻、新日本出版社、2013年、272-274ページ）。

生産者の集団とは、どのようなものであろうか。不破氏は、「労働者の集団自体が、工場の所有・管理・運営にあたる形態」として「協同組合工場」の例を挙げている。

「マルクスは、未来社会の経済体制を論じるとき、『結合した生産者たち』が生産手段を所有する主役となることを、くりかえし強調しました。その立場から、社会主义・共産主義の生産様式のことを、『結合した労働の生産様式』あるいは『結合的生産様式』という用語で規程づけたこともあります。協同組合工場というのは、労働者の集団自体が、工場の所有・管理・運営にあたる形態ですから、文字通り、『結合した生産者たち』が主役だという原則を、一番直接的な形で表した形態だと言えるでしょう」（不破哲三『新・日本共産党綱領を読む』新日本出版社、2004年、368-369ページ）。

生産手段の社会化は、生産手段を個々の企業から一挙に「社会全体の手」に移すことではなく、移行の期間が必要とされよう。

移行の期間に関して不破氏は、つぎのように述べている。「日本社会での社会主义的変革の道は、（1）民主主義革命の段階での『ルールある経済秩序』づくりや民主的規制の成果を発展的に引きつぎながら、（2）市場経済のなかに、社会主义部門や社会主义的方策を生み出してゆき、（3）それらが、資本主義との競争で自分の力と優位性を実証し発揮することで、社会主义の支配的な地位を一步一步かちとてゆく、こういう過程にならざるをえないのです」（不破哲三『党綱領の理論上の突破点について』日本共産党中央委員会出版局、2005年、139ページ）。

では、生産手段の社会化が実現されている未来社会はどのような社会であろうか。

不破氏はマルクスの未来社会像をつぎのように説明している。「未来社会とは、まず、生産者が『共同的生産手段で労働』する社会、一人ひとりの労働力を各個ばらばらにではなく、「一つの社会的労働力」として自覚的に作用させる社会として描き出されています。「共同的生産手段」とは、生

産手段が社会のものとなっているということです。そして、生産者は、この『共同的生産手段』を使ってたがいに協力して労働する、というのですから、これこそまさに、「生産手段の社会化」が実現されている社会です」（不破哲三『マルクス未来社会論』新日本出版社、2004年、172ページ）。

（3）労働の社会化

生産手段の社会化は、生産手段の所有に限定されない。日本共産党綱領が述べるように、生産手段の社会化は、生産手段の所有、管理、運営のすべてにかかる。その際重要なのは、誰が生産手段を社会化するかである。すなわち、生産手段の社会化の主体が問題である。綱領が述べるよう以前ソ連の誤り（「国有化」「集団化」の看板で生産者を抑圧）は許されない。

上述のように、不破氏によれば、「生産手段の社会化」が実現されている社会とは、生産者が「共同的生産手段で労働」する社会、生産者が「一人ひとりの労働力を各個ばらばらにではなく、「一つの社会的労働力」として自覚的に作用させる社会」、生産者が「共同的生産手段」を使ってたがいに協力して労働する」社会、である。

以上の説明を、生産手段の観点からではなく、労働者の観点から読み取ると、生産手段が社会化されている社会は、同時に、労働が社会化されている社会であると言える。生産手段の社会化と労働の社会化は、表裏一体の関係にあり、切り離せない。生産の主体である生産者の立場からすれば、労働の社会化が基本目的であり、生産手段の社会化はそのための必要条件だと言える。

「生産手段の集中も労働の社会化も、それがその資本主義的外被とは調和できなくなる一点に到達する。そこで外被は爆破される」（『資本論』第1巻、『マルクス＝エンゲルス全集』大月書店、23巻b、995ページ）というマルクスの命題も、「労働の社会化の結果として資本主義体制は不可避的に社会主义に転化する」（『人民の友』とはなにか』、『レーニン全集』大月書店、1巻、185ページ）というレーニンの命題も、未来社会を形成する基本的契機が労働の社会化であることを示している

（詳細については、富沢賢治『唯物史観と労働運動——マルクス・レーニンの「労働の社会化」論』

ミネルヴァ書房、1974年、参照)。

労働の社会化とは、単純に言えば、一人あるいは少数の人がやっていた仕事をより多くの人びとが協同で行うようになるプロセス(協業化)であり、質的には、私的な労働が社会的な労働になることを意味する。たとえば、「家事労働の社会化」などと言われるように、家庭内の私的な労働が家庭外で社会的な労働になること(たとえば、家庭内で行っていた洗濯や介護を、市場でクリーニング屋や介護業者が行うことになること)を意味する。労働の社会化が進むと、企業内でも社会的規模でも、協業と分業が進展する。そして、経済のグローバリゼーションの結果、労働の社会化は世界的な規模にまで進展する。

しかし、マルクスによれば、資本の支配下で労働の社会化が進展する限り、すなわち、労働者が資本家の支配下で労働し、労働の疎外が存在する限り、労働の真の解放はない。マルクスの理論の特質は、労働の社会化の進展が、労働と資本との矛盾を増大させると同時に、この矛盾を解決するための条件をも生み出すとして、そのプロセスを解明したところにある。

1974年に刊行された拙著『唯物史観と労働運動』は、「労働の社会化」論を展開することによって、結果的には当時の正統派の社会主义論を批判することになった。すなわち、当時の国家指令型社会主义論においては、生産手段の社会化(イコール国有化)が社会主义の指標とされていたのであるが、これに対して拙著は、マルクスによれば、①労働と生産手段は表裏一体(生産行為における主体と客体)の関係にあること、②社会化と国有化はイコールではないこと、③したがって、社会主义の指標として、労働者を主体とする労働の社会化を軽視して、生産手段の国有化を強調するのは、誤りであること、④労働現場で労働者を主体とする労働の社会化が実現され、労働疎外が克服されることが社会主义の基本的な目的であり、生産手段の社会化はそのための手段であること、を論述した。

拙著は当時の正統派社会主义論者から激しく批判された。批判に十分対応するためには、現代社会における労働のあり方についての研究が必要とされるようになった。研究の始まりとして、H.

ブレイヴァマン『労働と独占資本——20世紀における労働の衰退』(原著、1974年)を翻訳した。本書は、現代における技術の進展と労働過程の変化が労働者階級にもたらす影響を実証的・理論的に解明した最良の著作として、つとに欧米諸国で評価されていた。ブレイヴァマンは、現代の資本のもとにおける労働の衰退の様相を具体的に詳細に叙述、分析し、それをとおして現代文明における人間の衰退をするどく告発した。その意味で、本書は、現代における人間のあり方を労働のあり方というその根源にまで掘り下げて問題とした現代文明批判の書でもあった。

本書刊行以降、各国で労働過程分析が盛んに行われるようになり、本書をめぐる論争は、今日まで絶えることなく続けられている(鈴木和雄「労働過程論の展開」学文社、2001年。鈴木和雄「接客サービスの労働過程論」お茶の水書房、2012年、参照)。

ブレイヴァマン『労働と独占資本』の翻訳書は1978年に岩波書店から刊行されたが、「訳者あとがき」における私のブレイヴァマン批判のポイントは、つぎのようであった。

ブレイヴァマンによれば、現代の発達した資本主義諸国における労働者階級は、出口のない閉塞状況のうちにいる。だが、はたして出口はないのであろうか。ブレイヴァマンは、彼の論理の出発点としてマルクスの分業論をとりあげている。しかし、マルクス自身は資本主義的分業の害悪を鋭く告発すると同時に、資本主義的分業の進展そのもののうちにその害悪を揚棄する客観的契機が含まれていることを見逃してはいない。この契機を正確に把握して、労働者解放のためにその契機を発展させていくこそ、現代労働運動に課せられた根本課題である。この課題に応えるための理論的前提としては、資本主義的分業が労働の衰退をもたらすという論理のもう一段基礎に「労働の社会化」論を据える必要がある。そして、労働の社会化が協業と分業を進展させ、私的生産に拘束されない「社会的労働」と、分業に固定化されない「普遍的労働」を形成するための客観的基礎をもつくりだしつつあるという事実に着目する必要がある。マルクスは「資本は、人間の労働、力の支出を最低限に引き下げる。これは解放された労

働に役立つことになろうし、また労働解放の条件である」(『経済学批判要綱』第3分冊、大月書店、1961年、650ページ)と述べているが、問題は、この「労働解放の条件」をどのように労働者の解放につなげていくかである。

最近ではマルクスのアソシエーション論に関する研究が進展している。

マルクスは、資本主義社会に変わる新しい社会を「アソシエーション」と呼び、新社会の土台をなす労働を「アソーシエイトした(assoziiert, associated)労働」と呼んでいた。そして、「資本主義的生産様式からアソーシエイトした労働の生産様式への過渡」を問題とした(『資本論』前掲書、25a巻、502ページ)。

大谷禎之介氏は、その近著『マルクスのアソシエーション論』(桜井書店、2011年)において、「アソーシエイトした労働」「自由な諸個人のアソシエーション」「協同組合的な社会」などの問題について詳細な原典解釈を試みている。

「アソーシエイトした労働」は、商品生産関係が消滅している新しい社会(アソシエーション)において全面的に展開されることになる労働である。大谷氏はその特徴をつぎの6点に整理している(大谷禎之介『マルクスのアソシエーション論』桜井書店、2011年、329-331ページ)。

1. 労働する諸個人が主体的、能動的、自覺的、自發的に協同して行う労働である。
2. 労働する諸個人が行う、「私的労働」ではなく、「直接に社会的な労働」である。
3. アソーシエイトした諸個人が全生産を共同して意識的・計画的に制御する行為である。
4. 労働する諸個人が行う、「個別の労働」ではなく、多数の労働する諸個人による協業として行われる「社会的労働」である。
5. 主体としての労働する諸個人が協働によって自然を全面的に制御する実践的行為、すなわち、生産過程への科学の意識的適用である。
6. 諸個人が自発的行為により個性や能力を自由に發揮する場となる。

大谷氏は、associateという言葉が持つ多様性のために適当な日本語が見つからないとして、そのままアソーシエイトという言葉を用いている。associateという言葉は、society(仲間、社会)

と同根の言葉であり、「人と人を結びつける、仲間をつくる、社会をつくる」(他動詞)、「仲間になる」(自動詞)、「仲間」(名詞)という意味を持つ。本論文の文脈からすると、「アソーシエイトした労働」は「アソーシエイトする労働」の結果である。「アソーシエイトする労働」は、日常の日本語で表現すれば、「協同する労働」あるいは「協同労働」である。後述するように、日本の労働者協同組合運動が重視する「協同労働」というコンセプトは、「協同する労働」であり、仲間と協同し、利用者と協同し、住民と協同し、社会をつくる労働である(富沢賢治「協同労働というコンセプト——その国際的・歴史的普遍性」「協同の発見」252号、2013年10月、参照)。

私もかつて拙著『唯物史観と労働運動——マルクス・レーニンの「労働の社会化」論』(ミネルヴァ書店、1974年)において、マルクスが、資本主義的生産様式変革の要因として、「生産手段の集中」という客体的要因とともに「労働の社会化」という主体的要因を重要視している点に注目して、「労働の社会化」に関するマルクスの見解の解明を試みた。

「労働の社会化」は、大谷氏が重視する「アソーシエイトした労働」の生成プロセスとその社会的意義を明らかにする基本的概念である。「労働の社会化」論は、「アソーシエイトした労働」にいたる過程、プロセス、動態、ダイナミックスを問題とする研究である。

労働の社会化論の基本的課題は、資本による労働の社会化の進展をいかにして労働者自身による労働の社会化に転換させるかというところにある。労働疎外の克服による人間の自己疎外の克服、あるいは、人間発達のための条件づくりとも言える。

労働者協同組合は、「アソーシエイトした労働」を基盤とし、「自由な諸個人のアソシエーション」を組織し、「協同組合的な社会」をかたちづくることができるのか。現代社会の条件のもとで、その可能性を解明する必要がある。

V 事例としての労働者協同組合

1. 古典の中の事例

生産手段の社会化の方法と形態について志位氏は、つぎのように述べている。

「綱領改定案の全党討論のなかで、多く出された意見に、生産手段の社会化の方法と形態について、「もっと具体的にのべよ」という注文がありました。第23回綱領改定についての報告では、そうした意見にこたえて、「おそらくこの分野こそ、その課題に取り組むべき将来の世代英知が、もっとも創造的に發揮されることになる分野となるだろうと思います」とのべ、次のように解明しています。「(生産手段の——引用者)「社会化」の形態は、いまから固定的に決められる性質の問題ではありません。日本の場合でいえば、将来、おそらくそれに取り組む世代は、すでに民主主義革命の時期に、大企業の民主的規制や日本経済の民主的運営の分野で多くの経験をつんでいるでしょう。そこから多くの知恵も得ているはずであります。世界的にもくみとるべき経験が発展しているでしょう。そういうすべてを縦横に活用しながら、生産手段を社会がにぎり運営するという点では、どういう形態が適切で合理的なのか、日本にふさわしい道筋や形態は何なのか、それらが探究され、選択されてゆくでしょう」」(志位和夫『綱領教室』第3巻、新日本出版社、2013年、324ページ)。

生産手段の社会化の形態は、いまから固定的に決められる性質の問題ではない。しかしながら、生産手段の社会化の形態としてどのような形態がありうるのかという問題を今から検討することは必要であろう。本稿では、労働者協同組合の事例をとりあげて、生産手段の社会化の形態を研究するための素材を提供したい。なお、労働者協同組合(今日ではワーカーズ・コープ、ワーカーズ・コレクティブなどと呼ばれることが多い)とは、「労働者が生産手段を所有し、経営主体でもある協同組合」である。

生産手段の社会化の形態に関する示唆を古典のなかで探るのであれば、協同組合工場に関するマルクスの記述があることが、よく知られている。

マルクスによれば、未来社会は、「共同の生産手段で労働し自分たちのたくさんの個人的労働力を

自分で意識して一つの社会的労働力として支出する自由な人々の結合体」である(マルクス『資本論』、『マルクス＝エンゲルス全集』大月書店、23巻a、105ページ)。

この社会(アソシエーション)は、複数のアソシエーションから成るという理解も示されている。「合理的な共同計画に従って意識的に行動する、自由で平等な生産者たちの諸アソシエーションからなる一社会」である(マルクス『土地の国有化について』、『マルクス＝エンゲルス全集』18巻、55ページ)。

ここに記述されている「合理的な共同計画に従って意識的に行動する、自由で平等な生産者たちの諸アソシエーション」の一つの具体的形態として、労働者生産協同組合がある。

労働者生産協同組合に関してマルクスはつぎのように述べている。

「われわれは労働者に、消費協同組合よりは、むしろ生産協同組合に携わることを勧める。前者は現在の経済制度の表面にふれるだけであるが、後者はこの制度の土台を攻撃するのである」(マルクス『國際労働者協会の『中央評議会代議員への指示』』、『マルクス＝エンゲルス全集』16巻、194ページ)。

「労働者たち自身の協同組合工場(Cooperativfabrik)は、古い形態のなかではあるが、古い形態の最初の突破である。……資本と労働の対立はこの協同組合工場のなかでは廃止されている」(マルクス『資本論』前掲書、25巻a、561ページ)。

しかしながら、マルクスは労働者生産協同組合の限界性をつぎのように指摘している。

「勤労大衆を救うためには、協同組合労働(co-operative labour)を全国的規模で発展させる必要がある」(マルクス『國際労働者協会の創立宣言』前掲書、16巻、10ページ)。

「社会的生産を自由で協同組合的な労働の一つの巨大で調和あるシステムに転化するためには、全般的な社会的諸変化、社会の全般的諸条件の諸変化が必要である」(マルクス『中央評議会代議員への指示』前掲書、16-194ページ)。

私見によれば、労働者生産協同組合による生産が社会的に一般化すると、労働者生産協同組合という個別の組織から始まった労働の社会化が社会

全体に広がっていく。労働者生産協同組合においては、その組織内部限りでの「生産手段の社会的所有」が成立しているのであるから、このような労働者生産協同組合が全社会的規模に拡大していくば、労働者が生産手段を全社会的に所有していくという状態に近づくことになる。労働者が生産手段を所有し、資本家と労働者の対立が存在しない領域では、搾取もなくなる。

2. 労働者協同組合の増加

19世紀以来、多くの資本主義国で賃金労働者は労働組合を組織し、失業者たちは原初的なワーカーズコープを組織した。失業者たちは、仕事がないうために自分たちで資金を出し合って仕事をつくりだしていった。しかし、ほとんどのワーカーズコープは失敗に終わった。イギリスの協同組合運動の歴史と現実を調査したペアトリス・ウエップは19世紀末に、ワーカーズコープに成功の可能性はない、と結論した。それ以来、労働者には資金も経営能力もないからワーカーズコープは成功しないとする見解が通説となった。

しかし、1970年代以降、世界資本主義が動揺し始めると、多くの国でワーカーズコープが組織されるようになった。とりわけヨーロッパにおけるワーカーズコープの急増が注目された。欧州共同体（EC、現在は欧州連合、EU）内のワーカーズコープの組合員数は70年代に2.5倍に増えた。

国際協同組合同盟（ICA）の1980年大会では、「いまやワーカーズコープは、各種協同組合のなかの単なる一組織ではなくなり、労働者が同時に所有者となる新しい産業民主主義の基本的構造を形成している」と評価されるまでになった。とりわけスペインのモンドラゴン協同組合の成功が世界的に注目された。ワーカーズ協同組合運動に対するICAの期待は、『レードロー報告』においてもっとも明瞭に示されている（日本協同組合学会・訳編〔富沢賢治監訳〕『西暦2000年における協同組合〔レイドロー報告〕』日本経済経論社、1989年、160-161ページ）。

『レードロー報告』は、協同組合が果たすべき4つの優先課題（食糧、生産、消費、地域社会）について明確な指摘を行っているが、世界的にとりわけ注目されたのは、労働者協同組合の発展の

必要性をつぎのように強調した点であった（同上書、158-162ページ）。

「過去20年間における世界の協同組合にとっての、最も重要かつ大きな変化の一つは、労働者協同組合に関する全面的な概念の回復であった。」労働者協同組合は失敗するものだと信じられてきた。ところが、1950年代になって、いくつかのヨーロッパ諸国や第3世界でも、方向転換が見られるようになった。たとえば、スペインのモンドラゴン協同組合は、高度な産業発展の新段階における労働者協同組合の姿を示している。「労働者協同組合の再生は、第二次産業革命の始まりを意味するのだと予想できる。第一次産業革命では……資本が労働を雇うようになった。ところが労働者協同組合はその関係を逆転させる。つまり労働が資本を雇うようになる。」「労働者協同組合は、たんなる雇用や所有しているという感覚よりも、もっと深い内面的ニーズ、つまり人間性と労働とのかかわりに触れるものである。」

1970年代以降、日本でもいくつかの団体が労働者協同組合運動に取り組んだが、その典型は中高年雇用・福祉事業団の活動に見ることができる。事業団は、失業対策事業に従事する労働者を組織した労働組合である建設一般全日自労のイニシアティブで組織された労働者協同組合である。71年、失業対策事業への新規就労の打ち切りという労働省の施策に直面して、全日自労は、失業者自身が就業の場をつくる事業団運動を始めた。この結果、地方自治体が仕事を出し、その仕事を労働者が管理運営するという「事業団方式」が生み出され、79年には中高年雇用・福祉事業団全国協議会が結成された。この協議会は、86年に自らを労働者協同組合と規定し、中高年雇用・福祉事業団（労働者協同組合）全国連合会と改名した（さらに93年には日本労働者協同組合連合会という現在の名称に変更された）。

80年代には主婦層を中心とする労働者協同組合（ワーカーズ・コレクティブ）も発展していった。「人間的で有意義な仕事の場づくり」というレードロー報告の問題提起に共感して、82年にはワーカーズ・コレクティブの第1号である「にんじん（人人）」が組織され、その後ワーカーズ・コレクティブ運動が全国展開していった。

上記の組織以外にも障害者就労支援団体など、出資・労働・経営を一体化した労働者協同組合的な働き方をしている組織が多数存在する。

運動の発展に伴って、労働者協同組合の法制化の動きも見られる。2008年に「協同出資・協同経営で働く協同組合法を考える議員連盟」が発足し、法制化が具体的なかたちで検討されている。

3. 日本労働者協同組合の歴史

運動と組織の変化を基準にして日本の労働者協同組合の歴史を区分すると、下記のようになる。

① 前史（1949－70年）

労働者協同組合は、多くの国で失業問題の解決を目指す運動として生成発展してきた。日本においても事情は変わらない。この点を明らかにするためには労働者協同組合の歴史の前史を見る必要がある。日本の労働者協同組合は、失業対策事業の組織として生成発展してきた。

第二次世界大戦後の混乱期は1千万人の失業者を生みだした。失業者たちの「食をよこせ」「職をよこせ」の運動の高まりに呼応して、政府は1949年に「緊急失業対策法」を制定し、公園清掃などの公共事業に日雇い労働者を雇い入れた。

高度成長期になると政府は、1963年に「緊急失業対策法」を改正し、失業対策事業を縮小し、1971年には「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」を制定し、失業対策事業への失業者の新規「流入」を禁止し、1995年には緊急失業対策法を廃止した。

政府のこのような失業政策に反対して失業対策事業の存続を求めて闘ったのは、日雇い労働者中に組織された労働組合であった。

全日土建は、失業者の就労活動を組織した自由労働組合を吸収し、1953年に全日本自由労働組合（全日自労）と名称変更した。全日自労は、1961年には21万8千人を超す大組織へと成長した。それは同年の就労者団体の組織人員27万9千人の78%を占めていた（岡安喜三郎「労働者協同組合運動——その到達点と課題」「経済科学通信」130号、2012年12月）。

② 「事業団」としての発展の時期（1971－85年）

全日自労は失業対策事業の存続・再確立を求めつつ、一方で「事業団」方式を開発した。「事業団」

方式は、地方自治体が労働者を雇うという形態の従来の失業対策事業と異なり、労働者自らが事業組織を立ち上げ事業の管理運営を行うというものであった。一例を公園清掃にとれば、従来は地方自治体が労働者を雇って公園清掃を行わせるという形態であったが、「事業団」方式は、公園清掃を地方自治体から労働者組織が請負って自らの責任で事業を行うという形態に変化したのである。

労働者が自らの力で組織を立ち上げ、事業を管理し運営するという形態から見れば、「事業団」は労働者協同組合そのものであったが、当時はその認識はなかった。「事業団」方式は、労働者たちの努力と知恵の結晶として創造されたのである。

「事業団」は、失業対策への新規流入が禁止された1971年に西宮市で「高齢者事業団」として設立され、その後全国に広がっていった。

1979年には全国から36の事業団が集い、「中高年雇用・福祉事業団全国協議会」が結成された。

1982年には全国協議会が直接運営に関わる「直轄事業団」が結成され、病院の総合管理の仕事を中心に、短期間で全国各地に事業を展開するようになった。

全国協議会は、1983年にイタリアへ85年にイギリスへ調査団を派遣し、「労働者協同組合」を研究し「組織のあり方」の研究を開始した。

③ 労働者協同組合としての発展の時期（1986－2001年）

ヨーロッパ調査や『レードロー報告』の研究などをふまえて、事業団全国協議会は、1986年の総会で、「地域住民・国民の要望」にこたえて「良い仕事」を行い、就労保障の実現を目指す事業団運動を「労働者自身が出資し、管理し、働く協同組合の運動」としてとらえ返し、「事業団は労働者協同組合を目指す」ことを決定した。「労働者協同組合組織」への発展を決定し、組織も協議会から連合会へと発展させ、組織名称も「中高年雇用・福祉事業団全国協議会」から「中高年雇用・福祉事業団（労働者協同組合）全国連合会」へと改めた。

その後、協同組合としての運動を意識するなかで生活協同組合との間で提携事業が広がっていった。

1992年には国際協同組合同盟（ICA）への加盟

が認められた。

1995年の阪神大震災以降は、NPO・市民活動との連携が広がり、「地域おこし」を担う市民事業と高齢者協同組合づくりが始まった。

1998年には「労働者協同組合法」制定運動推進本部が発足し、法制確立運動が本格化した。

④ 社会連帯組織としての発展（2002年—現在）

2002年の連合会総会は「協同労働の協同組合」としての新原則を定めた。

2004年に「社会連帯委員会」が設立された。

2007年には「協同労働の協同組合」の法制化を求める市民運動が高まり、ワーカーズ・コレクティブとの連携も強化された。

2008年には「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）を考える議員連盟」が超党派で発足した。

2010年に社会連帯委員会が「日本社会連帯機構」に発展改組された。

2011年には東日本大震災を機に仙台に「東北復興本部」が開設された。

4. 日本労働者協同組合の現状

日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会編『協同労働の協同組合2013』（同連合会、2013年）によれば、労働者協同組合の現状は以下のとおりである。

定義 「『協同労働の協同組合』とは、働く人びとが、みんなで出資し、民主的に経営し、責任を分かち合って、人と地域に役立つ仕事をおこす協同組合です。『協同労働』とは、働く人びとどうしが協同し、利用する人と協同し、地域に協同を広げる労働です。」

協同労働の協同組合がめざすもの

1. 人のいのちと暮らし、人間らしい労働を、最高の価値とします。
2. 協同労働を通じて「よい仕事」を実現します。
3. 働く人びと、市民が主人公となる「新しい事業体」をつくります。
4. すべての人びとが協同し、共に生きる「新しい福祉社会」を築きます。

経営理念

創立当初から委託事業を運営する中で、働く一人ひとりが「雇われ者意識」を克服し、どうしたら事業・経営の主体者として成長できるのか、地域から共感を受けられる経営にできるのか、それらを自らに問う中で確立してきたのが、「全組合員経営」「共感の経営」です。／今日、地域福祉、子育て支援、公共サービス、食・農・環境など地域社会の生活全般に関わる事業に発展する中で、働く者をはじめ、利用者や地域の人たちも含め、広く主体者として関わる（コミットする）経営が求められるようになりました。「社会連帯経営」は、関わるすべての人が地域課題にかかわりを持ち、連帯性を強めながら、地域再生の主体者・当事者として成長していく経営のあり方です。

就業者数 1万2,765人。 高齢者生活協同組合員 4万2,243人。

総事業高 304億3,848万円。

事業 介護・福祉関連、子育て関連、公共施設運営、総合建物管理など。

5. 日本社会連帯機構

今後のワーカーズ協同組合の運動の課題を明示する好資料として、日本社会連帯機構の理事長である永戸祐三氏の下記の見解がある（2013年2月理事会での基調報告、『日本労協新聞』2013年3月5日）。

① 「私がこの組織（日本社会連帯機構）をつくらなければと思ったのは、先行する協同組合や労働組合のほとんどが自己の組織や事業の中に閉塞してしまっているように見えて、我々もそうなりかねないのではないかと危惧したからだ。」「ワーカーズコープも事業、経営が発展していくばいくほど、社会性を失い、運動性を失う必然性をもっているのではないか。」「ワーカーズコープの事業・運動は、労働そのものが中心テーマであり、その存在は社会的矛盾との関係で規定される。社会的矛盾に真正面から運動として取り組むことがなければ、事業も衰退していくだろう。」

② 「これまでの社会運動のほとんどは、個別のテーマごとに、タテ型の組織によるものであったと思う。これに対して社会連帯機構は、「必要な運動を地域を舞台に、地域の人々や組織がおこし、発展させる」ことが、主要な運動形態になつ

ていく。」「問題を地域全体が受け止め、地域全体で解決していくような運動を起こしていく、ということでなければならない。」

③ 「目指すところは、『新しい共同体を地域の中に無数につくる』ことである。」「21世紀のテーマは、尊厳ある労働を取り戻し、定着させることが焦点となった『人間の復興』であり、そのことを可能にする『地域に復興』であろう。」

6 労働者協同組合運動の到達点

ILO（国際労働機関）は、1944年のILO総会において「ILOの目的に関するフィラデルフィア宣言」を採択し、「労働は商品ではない」と明言した。この精神に則り、現在のILOは、「ディーセント・ワークをすべての人に」を21世紀のILOの最重要目標としている。「ディーセント・ワークをすべての人に」は、「ディーセント・ワークの課題」（Decent Work Agenda）と称され、ILO加盟国の政労使が目指す目標とされている。

「ディーセント・ワークの課題」についてILOはつぎのように説明している（ILOのホームページ、2013年10月10日）。

「仕事は人びとの福祉の中心をなす。仕事は、収入をもたらすだけでなく、より広範な社会的・経済的進歩をもたらし、個人と家族とコミュニティを強化する。しかしながら、そのような仕事はディーセントなものでなければならない。」

「ディーセント・ワークの課題を達成するためには、4つの戦略目標の実現が必要とされる」（以下の「4つの戦略目標」については直訳を避け、日本語としてわかりやすい表現にした）。

- ① 生計を営めるほどの就労機会を創出すること。
- ② 労働者の権利を保障し、なおかつ労働者に代表権と参加権を保障すること。
- ③ 社会的保護を拡充すること。安全な職場環境、適切な自由時間と休息、労働生活と家族生活との両立、所得保障と医療保障の体制を確立すること。
- ④ 社会的対話の促進。労使間のコミュニケーションの確保により紛争を解決し社会の分裂を防ぐこと。

「ディーセント・ワークというILOのこのコ

ンセプトは、国際的な合意となっている。……仕事は、個人の尊厳、家族の安定、社会の平和、民主主義および経済成長の源である。……ディーセント・ワークは、公正なグローバリゼーション、貧困問題の解決、差別をしないで人びとを社会的に包摂し、持続する成長を可能とする基本的な要素である。」

なお、「ディーセント・ワーク」の訳語としては、日本の政労使三者の協議により、内容をわかりやすく表現するために「人間らしい働きがいのある仕事」と訳された（林雅彦「ディーセント・ワークとその戦略的目標」「国際人権ひろば」No.102、2012年3月）。

現在、ILOのみならず国連参加の各国の政府、労働側、使用者側がこの課題の実現に向け検討を行っている。日本では「日本再生新成長戦略」（2012年7月、閣議決定）や改訂版「ワーク・ライフ・バランス憲章」などにおいても、ディーセント・ワークの実現が盛り込まれている。

労働者協同組合運動の到達点を見定める尺度としては、ILOの下記の見解が重要となる。

- ① 「労働は商品ではない」（1944年のILO総会で採択されたフィラデルフィア宣言）。
人間がたんなる物のように売買されていないか。労働はどれだけ非商品化されているか。雇用者と被雇用者との支配・従属関係はどれだけ克服されているか。
- ② 「ディーセント・ワークのすべての人への実現」（ILOの21世紀活動目標）
ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）がどれだけ実現しているか。すなわち、生計を営めるほどの、働く機会がどれほど与えられているか。労働者の基本的権利がどれほど保障されているか。ワーク・ライフ・バランスが保障されているか。労働関係において公正が保障されているか。

上記の尺度を守ることは、利潤の最大化と株主への利益配分の最大化を目標とする営利企業においては限界が生じる。ILOの尺度に応じた労働のあり方を求める組織としては、労働者協同組合形態が適している。

労働者協同組合においては賃金労働から協同労

働くへの移行が基本的課題となる。

協同労働は、どのようにして実現できるのか。かつては国家指導型計画経済体制の確立による協同労働の実現が試みられた。しかし、その試みは失敗に終わった。協同労働は、政治権力の獲得によって一挙に実現するものではなく、働く者自身が地道に築いていくものである。

労働者協同組合が立ち向かうのは、貧困と労働という二大テーマである。

労働者協同組合の運動は、ある意味ではゴールのない、永遠に続く運動である。なぜならば、貧困問題が解決しても労働のあり方の問題は残る。労働のあり方は人間の生き方の問題であるからだ。

労働者協同組合の運動は、先駆的な運動であり、試行錯誤を重ねつつジグザグな歩みを続けるほかはない。モンドラゴン協同組合の人たちは自分たちの運動を「モンドラゴンの実験」と称している。実験には失敗もあれば、成功もある。重要なことは失敗から学び、教訓を成功に活かすことである。

モンドラゴン協同組合の創設者であるアリストメンディアリエタは、人間にとつての労働の意味を探究し続けた。彼が望んだことは、労働者を解放することではなく、労働者が自らを解放することであった。

彼は「協同労働の協同組合」という企業モデルについて次のように述べている（富沢賢治『社会的経済セクターの分析——民間非営利組織の理論と実践』岩波書店、1999年、205－206ページ）。

「人間は自己を実現するものである。人間の不十分性や無力を克服するために仲間を信頼することが基本になる。」「われわれは、神話ではなく労働に基づいた革命を必要としている。」「革命をしよう。たとえ将来の発展を目指す企業が社会主義的なものであろうと、はたまた新自由主義的なものであろうと、われわれの企業モデルが将来的企業を特徴づける基本的なモデルになるようにしよう。」

日本の労働者協同組合が大切にする「3つの協同」の基礎をなすのは、「働く者同士の協同」である。「働く者同士の協同」という土台がしっかりとしなければ、その上に築かれる「利用者・家族との協同」も「市民・地域・行政との協同」も十分なものになりえない。その意味で、協同労働の核心をなすのは、「働く者同士の協同」である。

非営利・協同の運動がさらに発展することを期待したい。

(とみざわ けんじ、顧問・一橋大学名誉教授)